

**令和4年度 神戸市指定介護保険事業者に対する実地指導業務  
実施要領（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

令和4年度 神戸市指定介護保険事業者に対する実地指導業務

**2 業務内容に関する事項**

**(1) 事業目的と概要**

介護保険法(平成9年法律第123号。)第24条の2の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者に対する実地指導の一部を指定市町村事務受託法人に委託することにより、介護給付費等対象サービスの質の確保、利用者保護及び保険給付の適正化をより一層推進する。

実地指導業務の一部委託にあたり、受注者のもつ事業者支援に関するノウハウや、介護保険制度に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため広く企画提案を募集する。

**(2) 業務内容**

指定介護事業所等に係る定型的かつ定例的な実地指導の一連の業務のうち、日程調整、現地における実地指導、神戸市への報告及び結果通知原案の作成

**(3) 事業規模（件数、契約上限額）**

・240件

・30,000,000円以下（消費税相当額を含む）

※ 総価契約。

※ 対象事業所（予定）

①居宅介護支援事業所、②通所介護事業所（地域密着型、認知症対応型を含む）、

③訪問介護事業所、④福祉用具貸与事業所、⑤特定福祉用具販売事業所

\* 介護予防の指定を受けている事業所については、介護予防も対象に含む（介護と予防で1件とする）。

※ 指導の実施については、原則実地において行うものとするが、大規模災害発生時や感染症の蔓延時等には、被害拡大防止及び感染拡大防止の観点から、神戸市の判断により事業所への訪問に替えて、事業所に書面の提出を求め、必要に応じ Web・電話等を用いて追加のヒアリングを行い、事業所への訪問時と同等の成果物を神戸市に提出することを可とする。

**(4) 契約期間**

令和4年6月15日～令和5年3月31日

※ 令和4年6月15日～7月中旬については事前準備期間・研修期間とし、7月中旬以降、指導の実施（実地）を行う。

**(5) 履行場所**

神戸市内の介護サービス事業所等

**(6) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**(7) 市側から提供する資料、貸与品等**

実地調査のための法人情報をはじめとするデータ等を提供する。

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づいて以下の金額を支払うこととする。

支払時期(予定)	支払対象	支払金額
令和4年10月	令和4年6月～9月分	委託料の10分の4(1,000円未満の端数切捨て)
令和5年1月	令和4年10月～12月分	委託料の10分の3(1,000円未満の端数切捨て)
令和5年4月	令和5年1月～3月分	委託料から市が既に支払った金額を差し引いた額

(3) 契約書案

- ・総価契約。
- ・別紙(頭書及び委託契約約款)参照。

(4) その他

本契約にかかる公募選定及び契約の締結は令和4年度神戸市一般会計予算の成立を前提とします。

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人の指定を現に受けていること。又は令和4年6月15日までに受ける見込みであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (4) 参加申請時において、引き続いて1年以上営業等をおこなっており、かつ、次に掲げるものを滞納していないこと。  
法人税、消費税、地方消費税(神戸市内に法人本部または事業所を設置している場合は加えて)神戸市内事業所等の法人市民税及び固定資産税
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (6) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (8) 直近5年間に、法人運営に関し、神戸市内外を問わず、国・都道府県・市町村からの改善命令や効力停止、取消し等の処分を受けていないこと。(上記(6)を除く)
- (9) 直近5年間に、本市又は他都市から実地指導業務を受託している場合、契約に基づく内容を履行できていること。
- (10) 実地指導に従事する者は、以下のいずれかでなければならない。
  - ① 介護支援専門員資格を有する者

- ② 介護福祉士資格を有する者
  - ③ 社会福祉士資格を有する者
  - ④ 介護保険施設の管理者もしくは計画作成担当者（介護支援専門員）の経験を有する者
  - ⑤ 福祉用具専門相談員の資格を有する者
  - ⑥ 都道府県または市町村において介護保険事業者の指定もしくは指導監査の経験を有する者
- (11) 直近5年間に、実地指導の対象となる事業所と利益相反関係にならないこと。
- ① 企画提案者（法人）が、直近5年間に経営又は運営に携わったことのある事業所は、実地指導の対象とすることができない。この場合、企画提案者は事前に市に申し出なければならない。
  - ② 実地指導に従事する者が、直近5年間勤務したことのある事業所は、実地指導の対象とすることができない。この場合、企画提案者は事前に市に申し出なければならない。

## 5 スケジュール

- ・ 公募開始 令和4年3月1日
- ・ エントリー申請及び質問受付 令和4年3月1日から3月14日
- ・ 質問に対する回答(申請者に対して) 令和4年3月22日
- ・ 企画提案書の提出期限 令和4年4月15日
- ・ 企画提案書の審査 令和4年4月下旬～5月中旬
- ・ 選定結果通知 令和4年5月下旬
- ・ 契約締結・事業開始 令和4年6月15日（予定）
- ※ 令和4年6月15日～7月中旬については委託事業者の事前準備期間・研修期間。
- ※ 令和4年7月中旬以降に指導の実施（実地）。
- ・ 事業完了 令和5年3月31日

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き・質問等の受付

ア 受付期間 令和4年3月1日から令和4年3月14日17時00分まで

イ 提出書類 エントリー申請書 兼 質問書

※質問等がない場合でも、本件プロポーザルへの申請を予定・検討されている場合は、エントリー申請書 兼 質問書を期限内に必ず提出してください。

※期限内にエントリー申請書 兼 質問書の提出がない場合は、企画提案書等の提出はできませんので、ご注意願います。

ウ 提出場所 神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）  
までe-mailにより提出（送信）すること。

なお、エントリー申請書 兼 質問書を提出した場合は、電話にて到着確認を行うこと。

e-mail:kaigoshidou\_kyotaku@office.city.kobe.lg.jp

TEL: 078-322-6326

エ 質問等の回答 令和4年3月22日 参加申請者に対し回答する。

### (2) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4版とし、様式1から様式10に指定するとおりとする。

- イ 企画提案書の枚数は、全体で 100 ページ以内とする。
- ウ 企画提案書の必須記載項目は、様式に定めたとおりとする。
- エ 受付期間 令和 4 年 4 月 15 日の 17 時までに提出場所に持参すること。  
※ 郵送は認めておりませんのでご注意ください。  
※ 事前に持参日時を電話連絡のうえお越してください。  
※ 紙資料提出後、遅滞なくデータも併せて提出（送信）してください  
（WORD 又は PDF。マスキング無・有とも。）。
- オ 提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部（複写可））  
※ 目次を作成し、資料番号ごとにインデックスを貼付のうえ、製本  
してください。  
※ なお副本 5 部については、匿名性を確保するため、応募事業者の  
名称及び代表者氏名について、マスキング（匿名化）処理を行って  
ください。
- カ 提出場所 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1 神戸市役所 1 号館 6 階  
神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

		配点
<b>1</b>	<b>法人の対応・体制</b>	<b>20</b>
	① 経営の健全性、安定性（財務指標の評価）	
	② ・法律問題、苦情など緊急事案に対応する法人体制及び取り組み内容 ・法人としてのコンプライアンス体制	
	③ 個人情報の取り扱いに関する法人体制及び取り組み内容	
<b>2</b>	<b>実地指導に際しての取り組み方針・考え方</b>	<b>15</b>
	① 実地指導の趣旨を踏まえて、実地指導の際の事業者対応における留意すべき事項についての考え	
	② 実施指導の際、不適切な事業所運営や虐待が疑われる事案があると判断した場合の留意点	
<b>3</b>	<b>実地指導遂行能力</b>	<b>25</b>
	① 地方自治体から受託した以下の事業の実績（令和 2 年度以降） ア．実地指導（介護保険法第 23 条） イ．要介護認定調査（介護保険法第 27 条第 2 項） ウ．介護給付等に要する費用の適正化のための事業（ケアプランの点検を含む）（介護保険法第 115 条の 45 第 3 項第 1 号）	
	② 本事業に要する職員確保の想定 ア．資格・勤務経験年数・勤務先サービス種別 イ．人数（専従・兼務） ウ．班体制（例：1 班●人×●班） エ．1 週間あたり実地指導頻度（例：●班で●事業所）	
	③ 本事業の対象となる介護保険サービスに係る運営基準、人員基準、加算要件等職員の研修	

4	業務改善提案	10
	実地指導の効率化と品質向上に向けての提案	
5	価格	20
6	地元（神戸市内本店・支店）	10
	・神戸市内に本社がある。・神戸市内に支店がある。	
		100

## (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、令和4年度 神戸市指定介護保険事業者に対する実地指導業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和4年4月下旬～5月中旬（予定）

(イ) 場所 神戸市役所（予定）

(ウ) 内容・方法 詳細については、企画提案書を提出した事業者に別途通知する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「2. 実地指導に際しての取り組み方針・考え方」と「3. 実地指導遂行能力」の合計評価点が高い方を契約候補者として選定し、合計評価点が第2順位の者を次点とする。

合計評価点が同点で契約候補者が複数となる場合は、「5. 価格」の評価点が高い方を契約候補者として選定する。

契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者を新たな契約締結者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止又は契約締結前に除外措置を受けた場合も同様とする。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局監査指導部（介護保険サービス・法人指導監査担当）

電話番号 078-322-6326

e-mail:kaigoshidou\_kyotaku@office.city.kobe.lg.jp